三　あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第二条第九項（同法第三条の十第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第三条の十第一項のあん摩マツサージ指圧師国家試験、はり師国家試験若しくはきゅう師国家試験の受験の停止又はそれらの試験の無効に関する事務

四　［略］

五　あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第九条第一項のあん摩マツサージ指圧師、はり師若しくはきゅう師の免許の取消し若しくは業務の停止又は同条第二項の再免許に関する事務

六　［略］

七　［略］

八　あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行規則第十八条（同令第二十一条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）のあん摩マッサージ指圧師国家試験、はり師国家試験又はきゅう師国家試験の合格証書の交付に関する事務

九　あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行規則第十九条第一項（同令第二十一条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）のあん摩マッサージ指圧師国家試験、はり師国家試験若しくはきゅう師国家試験の合格証明書の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

第九条の二の二　法別表十一の二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第二条の理容師の免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

二　理容師法第三条第一項の理容師試験の受験願書の受理、その受験願書に係る事実についての審査又はその受験願書に対する応答に関する事務

三　理容師法による理容師免許証又は理容師免許証明書に関する事務

四　理容師法第十条第一項から第三項までの理容師の免許の取消し若しくは業務の停止又は同条第四項の再免許に関する事務

五　理容師法施行規則（平成十年厚生省令第四号）第三条第一項の理容師の登録事項の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

六　理容師法施行規則第四条第一項（同令第九条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第二項の理容師の登録の消除の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

七　理容師法施行規則第十六条（同令第十八条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の理容師試験の合格証書の交付に関する事務

八　理容師法施行規則第十七条第一項（同令第十八条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の理容師試験の合格証明書の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

第九条の三　法別表十二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～五　略］

第九条の四　法別表十三の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～三　略］

四　栄養士法第五条の二の管理栄養士国家試験の受験願書の受理、その受験願書に係る事実についての審査又はその受験願書に対する応答に関する事務

五　栄養士法第五条の四の管理栄養士国家試験の受験の停止又はその試験の無効に関する事務

［新設］

二　［同上］

三　あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第九条第一項のあん摩マツサージ指圧師、はり師若しくはきゅう師の免許の取消し又は業務の停止に関する事務

四　［同上］

五　［同上］

［新設］

［新設］

［新設］

第九条の三　法別表第一の十二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～五　同上］

第九条の四　法別表第一の十三の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～三　同上］

［新設］